

下水道使用料の賦課漏れについて

令和4年11月9日
郡山市上下水道局
お客様サービス課
課長 国分 新市
TEL：932-7666

水道料金と併せて徴収する下水道使用料について、賦課漏れによる未徴収があることが判明しましたので報告します。

1 内容

下水道使用料を徴収すべきところ、下水道使用料を徴収していなかった。

・件数 5件

・未賦課期間及び金額

- ① 令和3年9月から令和3年11月まで 2,612円
- ② 令和4年2月から令和4年9月まで 9,795円
- ③ 令和4年4月から令和4年10月まで 7,836円
- ④ 令和4年6月から令和4年10月まで 5,877円
- ⑤ 令和4年7月から令和4年9月まで 2,612円

いずれも外水栓の分（屋外の足洗い場、駐車場などにあるもの）

2 判明の経緯

下水道使用料の賦課状況調査中、11月4日までに5件判明した。

3 原因

料金調定システムへの下水道使用料賦課情報の入力漏れによるもの

4 対象者への対応及び再発防止策

11月9日現在、4名について謝罪と説明を行い、請求について了承を得た。

1名については連絡中である。

今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。